

# 内部統制システムの内容

## 監査役監査基準

### (内部統制システムに係る監査)

#### 第 2 1 条

1. 監査役は、会社の取締役会決議に基づいて整備される体制(以下「内部統制システム」という)に関して、当該取締役会決議の内容並びに取締役が行う内部統制システムの整備状況を監視し検証しなければならない。

- 一 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 二 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 三 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 四 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 五 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

六 第 1 4 条第 2 項に定める監査役監査の実効性を確保するための体制

#### (監査役監査の実効性を確保する体制)

##### 第 1 4 条

- 1. 監査役は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制の確保に努めなければならない。
- 2. 前項の体制確保のため、監査役は、次に掲げる体制の内容について決定し、当該体制を整備するよう取締役又は取締役会に対して要請するものとする。
  - 一 監査役の職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という)に関する事項
  - 二 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - 三 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - 四 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

## 会社法

### (第四節 取締役 (業務の執行))

#### 会社法第 3 4 8 条第 3 項第 4 号

(取締役が 2 人以上ある場合、取締役は、次に掲げる事項についての決定を各取締役に委任することができる。)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

#### (会社法施行規則第 9 8 条第 1 項)

(法第 3 4 8 条第 3 項第 4 号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。)

- 一 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 五 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第 9 8 条第 2 項…取締役が 2 人以上ある株式会社である場合)

業務の決定が適正に行われることを確保するための体制を含む

(会社法施行規則第 9 8 条第 3 項…監査役設置会社以外の株式会社である場合)

取締役が株主に報告すべき事項の報告をするための体制を含む

(会社法施行規則第 9 8 条第 4 項…監査役設置会社である場合)

(次に掲げる体制を含む)

- 一 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 二 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 三 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 四 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### (第五節 取締役会 (取締役会の権限等))

#### 会社法第 3 6 2 条第 4 項第 6 号

(取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる。)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

#### (会社法施行規則第 1 0 0 条第 1 項)

(法第 3 6 2 条第 4 項第 6 号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。)

- 一 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 五 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第 1 0 0 条第 2 項…監査役設置会社以外の株式会社である場合)

取締役が株主に報告すべき事項の報告をするための体制を含む

(会社法施行規則第 1 0 0 条第 3 項…監査役設置会社である場合)

(次に掲げる体制を含む)

- 一 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 二 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 三 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 四 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### (第十節 委員会及び執行役

### (委員会設置会社の取締役会の権限))

#### 会社法第 4 1 6 条第 1 項第 1 号

(委員会設置会社の取締役会は、第 3 6 2 条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。)

ロ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項

ホ 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(法第 4 1 6 条第 1 項第 1 号ホに規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。)

- 一 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 五 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

#### (会社法施行規則第 1 1 2 条第 1 項)

(法第 4 1 6 条第 1 項第 1 号ロに規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。)

- 一 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 二 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
- 三 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
- 四 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制